

福岡県体育研究所
令和4年度 専門研修（短期研修）講座

子供の健康や育ちを支える！
「養護教諭の資質向上」

2022年 7月29日（金）
愛知教育大学 後藤ひとみ



本日の流れ

- I 養護教諭という職の発展の歴史
- II 養護教諭を取り巻く昨今の教育施策
- III 養護教諭に求められる役割
- IV 養護教諭の専門性を生かした支援における多職種との連携
- V 専門職としての養護教諭の発展において
-子供の健康や育ちを支える職として-

I 養護教諭という職の発展の歴史

- 第1期(1905～) **実務の積み上げ**(仕事内容の統一、地位・身分の確立にむけた運動へ)
- 第2期(1941～) **職制の成立**(養護訓導→1947年養護教諭に改称)、
1965年**国立養護教諭養成所(三年制)**の設置
- 第3期(1975～) **養成制度の改革**(国立大学教育学部に**養護教諭養成課程(四年制)**の設置→1978年までに9機関)
- 第4期(1991～) **研修組織・研究組織の設立**
(1991年全国養護教諭連絡協議会、1992年日本養護教諭教育学会、
1993年愛知教育大学大学院教育学研究科「**養護教育専攻**」設置)
- 第5期(1999～) **プロフェッショナル・アイデンティティの確立へ**
 - ◆養護教諭集団や一人一人の養護教諭による実践知の共有
(内なる力(自己評価)による質的充実、外への力(発信)による成果の拡大)
 - ◆養成機関における取得免許の水準維持
 - ◆行政機関による現職教育の充実

● 養護教諭の配置状況 2021年文部科学省調査をもとに集計

- 幼稚園:養護教諭 284人(国立41、公立167、私立76)
+養護助教諭 86人(公立79、私立7) / 9,420園
- 小学校:養護教諭 19,446人(国立69、公立19,142 & 22、私立212 & 1)
+養護助教諭 1,711人(公立1,711 & 4、私立6) / 19,336校
- 中学校:養護教諭 9,633人(国立70、公立9,141 & 5、私立414 & 3)
+養護助教諭 712人(公立700、私立12) / 10,076校
- 義務教育学校:養護教諭 251人(公立237 & 2)
+養護助教諭 27人(公立27) / 151校
- 高等学校:養護教諭 6,081人(国立19、公立4,674 & 8、私立1,372 & 8)
+養護助教諭 436人(公立394、私立40 & 2) / 4,856校
- 中等教育学校:養護教諭 81人(国立8、公立54、私立19)
+養護助教諭 6人(公立4、私立2) / 56校
- 特別支援学校:養護教諭 1,834人(国立49、公立1,752 & 21、私立11 & 1)+養護助教諭 215人(公立212 & 3) / 1,160校

●新聞掲載 「養護教諭という職名」

中日新聞・東京新聞の夕刊コラム『紙つぶて』（2014年7月24日(木)）

四月に某紙が、私のことを「元保健室の先生が学長に」と紹介してくださった。これを見て、「正しくは、元養護教諭だけど...。そう書いてほしかったなあ」と思った。しかし、わかりやすいとのことで、養護教諭を保健室の先生と呼ぶ人が多いのも事実なので、「仕方がない」と受け止めた。

ところが、後日、その記事が英文化されていると知り、嫌な予感がした。それは的中し、元保健室の先生という部分が[ex-school nurse]と訳されていた。

確かに、諸外国には、養護教諭の仕事とよく似た職があり、school nurseと呼ばれることが多い。だが、日本の学校で働いている養護教諭は学校教育法に位置づけられている教員であり、看護職ではない。

私は養護教諭の専修免許状を有しているが、教育学部と大学院教育学研究科で学んだため、看護師免許は持っていない。そんな私が[ex-school nurse]と書かれているのを見て、免許のない職名で呼ばれるのは詐称ではないか、なぜ日本語表記の段階で担当者に言わなかったのか、教員として活躍する養護教諭のことを一人でも多くの人に伝えるのが私の使命ではなかったのかと悔やまれた。

保健室を活用して、子どもたちの心身の健康課題に対応している先生は「養護教諭」と言う。sushi 風にはyougo kyoyu になるが、日本養護教諭教育学会ではyogo teacherと表記している。

● 男性養護教諭に関する情報発信の状況

2010年6月に3回放送



●中学生日記監修 (NHK名古屋)
・長期研修に出た養護教諭の代わりに、期限付きで男性が赴任

2019年8月20日発行



II 養護教諭を取り巻く昨今の教育施策

1. 教育再生実行会議

●9年半前から始動(平成25年1月15日、閣議決定) ...2013年1月15日

●開催の趣旨 21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。

* 第一次提言(平成25年2月26日) 2013年

「いじめの問題等への対応について」

* 第二次提言(平成25年4月15日) 2013年

「教育委員会制度等の在り方について」

* 第三次提言(平成25年5月28日) 2013年

「これからの大学教育等の在り方について」

* 第四次提言(平成25年10月31日) 2013年

「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」

* 第五次提言(平成26年7月3日) 2014年

「今後の学制等の在り方について」

* 第六次提言(平成27年3月4日) 2015年

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

* 第七次提言(平成27年5月14日) 2015年

「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」

* 第八次提言(平成27年7月8日) 2015年

「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」

* 第九次提言(平成28年5月20日) 2016年

「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」

* 第十次提言(平成29年6月1日) 2017年

「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」

* 第十一次提言(令和元年5月17日) 2019年

「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」

2. 中央教育審議会の答申

中央教育審議会による3つの答申 (2015年12月21日)と以後の法改正など

※学習指導要領の改正に連動させつつ

- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築にむけて～(答申)
→教育職員免許法の改正、教育公務員特例法の改正など
- チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)
→学校教育法の改正、地方教育行政法の改正など
- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)
→地方教育行政法の改正、社会教育法の改正など

「次世代の学校・地域」創生プラン(馳プラン)

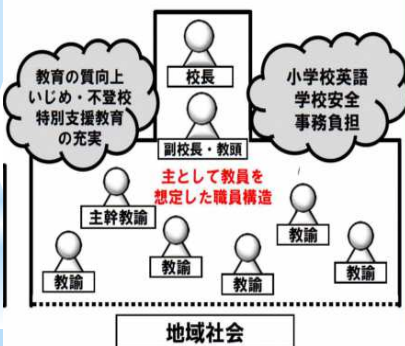
○ 「次世代の学校指導体制」の真の確立のため、教師の資質向上、学校の組織運営改革、地域との連携・協働への取組を推進。



● チーム学校

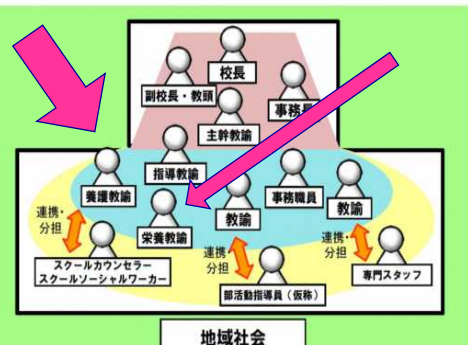
現在

・学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造で、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況。
・主として教員のみを管理することを想定したマネジメント。



チームとしての学校

・多様な専門人材が責任を伴って学校に参画し、教員はより教育指導や生徒指導に注力
・学校のマネジメントが組織的に行われる体制
・チームとしての学校と地域の連携を強化



(注) 専門スタッフとして想定されるものについては、本答申(案)の22ページを参照。また、地域社会の構成員として、保護者や地域住民等の学校関係者や、警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関、青少年団体、スポーツ団体、経済団体、福祉団体等の各種団体などが想定される。

現代的健康課題を抱える子供たちへの支援

～養護教諭の役割を中心として～



栄養教諭を中核とした これからの学校の食育

～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～



3. Society5.0、GIGAスクール構想、新型コロナウイルス感染症対策など(2021年の動き)

- 中央教育審議会答申(令和3年1月26日)
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの(可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～)」
- 第十二次提言(令和3年6月3日)
「ポストコロナ期における 新たな学びの在り方について」
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
(令和3年6月18日公布)3か月後施行
- 教育職員免許法施行規則の一部改正(令和3年8月4日公布)4月1日施行
「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位の 新設
→ 小・中・高教諭に適用。幼・養・栄・特には適用しない。
- 学校教育法施行規則の一部改正(令和3年8月23日公布・施行)
学校において教員と連携協働する専門スタッフの職務を規程する。
→ 医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員

III 養護教諭に求められる役割

1. 養護教諭(Yogo teacher)とは

●日本養護教諭教育学会(2003)の定義

学校における すべての教育活動を通して、
ヘルスプロモーションの理念に基づく
健康教育と健康管理によって、
子どもの 発育・発達の支援を行う
特別な免許を持つ教育職員である。

学会のHPIに有!!



*「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>」
P.7より(2019年3月発行)

○ Yogo teacher (養護教諭)とは

●日本養護教諭教育学会(2003)の定義 の英訳文

A “Yogo teacher” is a special licenced educator who supports children’s growth and envelopment through health education and health services on the basis of principles of health promotion in all areas of educational activities in school.

*『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>』(2019年3月発行)

学会のHPIに有!!



● 養護実践とは

●日本養護教諭教育学会「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>」(2019年3月発行)の定義

児童生徒等の 心身の健康の保持増進によって
発育・発達の支援を行うために、
養護教諭が 目的を持って意図的に行なう
教育活動である。

【参考】

教育実践; 児童生徒等の人間形成にかかわって
教師が 意図的に働きかけ、
児童生徒との 相互作用により
個や集団の変容が促されていく一連の活動。



2. いつの時代にあっても変わらない養護教諭の役割

- 1) 突発的・危機的状況での**健康管理**を行うこと
- 2) 子どもの生涯を見通した**健康教育**を行うこと
- 3) 子どもを**多面的に見る**こと
(**観る・診る・看る・視る**)

ケアリング・ヒーリング・ティーチング

3. 養護教諭の倫理綱領

- **倫理とは**： 人間として守るべき道
- **職業倫理とは**：
団体・会社等が、社会的責任と職業・業務目的を公表し、職業人として守るべき倫理を示したもの
- **倫理綱領とは**：
専門職の団体と専門職各自が、専門職の理念と使命感、その責務を倫理的に果たしていく根本方針を社会に公表し、専門職性を高めていく大元

養護教諭の倫理綱領 (日本養護教諭教育学会 2015.10.11制定)

<前文> 養護教諭は学校教育法に規定されている教育職員であり、日本養護教諭教育学会は養護教諭の資質や力量の形成および向上に寄与する学術団体として、「養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」と定めた(2003年総会)。

養護教諭は子どもの人格の完成を目指し、子どもの人権を尊重しつつ生命と心身の健康を守り育てる専門職であることから、その職責を全うするため、日本養護教諭教育学会はここに倫理綱領を定める。

養護教諭が自らの倫理綱領を定め、これを自覚し、遵守することは、専門職としての高潔を保ち、誠実な態度を維持し、自己研鑽に努める実践の指針を持つものとなり、社会の尊敬と信頼を得られると確信する。

<条文>

【倫理綱領一般と共通するもの】

- 第1条 基本的人権の尊重
- 第2条 公平・平等
- 第3条 守秘義務
- 第4条 説明責任

【養護教諭の専門性にかかわるもの】

- 第5条 生命の安全・危機への介入
- 第6条 自己決定権のアドボカシー
- 第7条 発育・発達の支援

- 第8条 自己実現の支援
- 第9条 ヘルスプロモーションの推進

【養護教諭の発展にかかわるもの】

- 第10条 研鑽
- 第11条 後継者の育成
- 第12条 学術的発展・法や制度の確立への参加
- 第13条 **養護実践基準の遵守**
- 第14条 自己の健康管理

IV 養護教諭の専門性を生かした支援における多職種との連携

- 「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」
(2021年6月18日公布、同年9月18日施行)
- 教育職員免許法施行規則の一部改正**
(2021年8月4日公布、2022年4月1日施行)
「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位の**新設**
→ 小・中・高の教諭に適用
幼教諭・養護教諭・栄養教諭・特支教諭には適用しない。
- 学校教育法施行規則の一部改正(2021年8月23日公布・施行)**
学校において**教員と連携協働する専門スタッフの職務を規程**
→ **医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員**

他職種・多職種とは …学校に加配や配置されてきた専門職等

- 1993年：30学級以上に養護教諭の**複数配置**
…「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」「第5次公立高等学校学級編制及び教職員配置計画」
- 1995年：**保健主事**に養護教諭も任命…学校教育法施行規則の一部改正
- 1995年：**スクールカウンセラー**の配置
…SC活用調査研究委託事業（2001年から同活用事業補助）
- 1998年：保健の授業担当に関する**兼務兼職発令**…教育職員免許法の一部改正
- 2000年：**校長・教頭への登用**の緩和…学校教育法施行規則の一部改正
- 2004年：特別支援学校における**看護師の配置等**
…厚生労働省医政局長通知「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」
- 2005年：**栄養教諭**制度の創設…学校教育法の一部改正
- 2007年：**特別支援教育コーディネーター**の配置
…文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」
- 2008年：**副校長、主幹教諭、指導教諭等**の配置…学校教育法の一部改正
- 2009年：**学校医、学校歯科医、学校薬剤師**の職務に保健指導
…学校保健安全法施行規則の一部改正
- 2017年：**事務職員**は「事務をつかさどる」…学校教育法の一部改正
- 2017年：**スクールカウンセラー**は「児童の心理に関する支援」、**スクールソーシャルワーカー**は「児童の福祉に関する支援」…学校教育法施行規則の一部改正
- 2021年6月18日：**「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」**公布
(医療的ケア支援法、医ケア法)公布 → **医療的ケア看護職員**の配置等

ここで、少し言葉の解説

- リーダーシップ** 2008年の中教審答申における「**校長・教頭等**」の役割
…**集団の目標や内部の構造の維持のため、成員が自発的に集団活動に参加し、これらを達成するように導いていくための機能。**
(大きな「絵」を描いて方向を示し、人々を巻き込んで実現する力)
- マネジメント** 2008年の中教審答申における「**保健主事**」の役割
…**資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。**
(例：組織マネジメント、リスクマネジメント、ストレスマネジメント、ケア・マネジメント、タイムマネジメント、カリキュラム・マネジメントなど)
- コーディネート** 2008年の中教審答申における「**養護教諭**」の役割
…**個人や組織等、異なる立場や役割の特性を引き出し、調和させ、それぞれが効果的に機能しつつ、目標に向かって全体の取り組みが有機的、統合的に行えるように連絡・調整を図ること。**
(日本養護教諭教育学会「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>」2019年より)

V 専門職としての養護教諭の発展において

—子供の健康や育ちを支える職として—

1. 一人の養護教諭の「**広がる職域・責任**」への対応

- ①目標をもって、計画的に取り組み、達成すること(PDCAの具現)
- ②経験知を裏付ける**根拠(エビデンス)**の提示

2. 教諭以外の「**他職種との協力・連携**」

- ①多様な専門性の理解と養護教諭独自の専門性(アイデンティティ)の発揮
- ②**同じ目的に向かって**協力する力(連携の実現)

3. 経験者研修以外の「**高度化にむけた研修制度**」

- ①**高度な「専門職業人**」という養護教諭像をもち、目指すこと
- ②「**学び続ける教師**」として研修(研究と修養)を重ねること

4. 学校組織の中での「**リーダーとしての実績・評価**」の蓄積

- ①状況に応じて**コーディネート**の力を発揮し、教育活動に貢献すること
- ②**マネジメント**の力をもち、場に応じて**リーダーシップ**を発揮すること